

なくそう！望まない受動喫煙。



健康増進法の改正により
令和2年4月1日から、
複数の人が利用するすべての施設※は
原則屋内禁煙が義務づけられました

※複数の人が利用する施設

オフィス、事業所、飲食店、工場、ホテルなど全ての施設

病院・学校・行政機関の庁舎等は、敷地内禁煙となっています

施設を管理する人（管理権原者）は
望まない受動喫煙を生じさせないことが義務づけられています

- ◆ 屋内での喫煙を可能にする場合は、「喫煙室」の設置、「標識」の掲示が必要です（裏面参照）
- ◆ 喫煙室以外の屋内はすべて禁煙となりますので、灰皿等を置いてはいけません
- ◆ 喫煙室には、20歳未満の人（従業員も含みます）を立入らせてはいけません
- ◆ 屋内喫煙室あるいは屋外喫煙場所を設置する場合は、施設の出入口や利用者が多く集まるような場所に設置してはいけません
- ◆ 喫煙室や喫煙場所以外で喫煙している人や喫煙しようとしている人がいたら、喫煙の中止または退出を求めてください

喫煙する人は
望まない受動喫煙が生じないように周囲に配慮しなければなりません

- ◆ 喫煙室や喫煙場所以外では、喫煙してはいけません
- ◆ 屋外や家庭などで喫煙する時は、望まない受動喫煙が生じないように周囲の状況に配慮してください

受動喫煙による深刻な健康被害

- ・脳卒中 ・虚血性心疾患 ・肺がん ・乳幼児突然死症候群
- 受動喫煙との関連が確実とされているこれらの病気で、日本では年間約1万5千人が亡くなっていると推計されています。

たばこの煙には、ニコチン、タール、一酸化炭素など、多くの有害物質が含まれています。

詳しい情報はこちらへ（厚生労働省HP）

URL : <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

なくそう！望まない受動喫煙



Ⓜ 掲示の標識例は、厚生労働省 HP からダウンロードできます



屋内での喫煙を可能にする場合は、喫煙室の設置、標識の掲示が必要です

- 喫煙室には、たばこの煙が流出しないよう設置基準が設けられており、それを守らなければいけません
- 標識は、喫煙室の出入口および施設の出入口の見えやすい場所に掲示してください
- 喫煙室で飲食等のサービスの提供はできません
(加熱式たばこ専用喫煙室の場合は、飲食等のサービスの提供はできます)



- 喫煙専用室、加熱式たばこ専用喫煙室、喫煙可能室等の種類により、それぞれ標識が定められています
- 紛らわしい標識を掲示することは禁止されています



経営規模の小さい既存飲食店には経過措置が設けられています

- 経営規模が小さい既存飲食店は、経過措置として**店内禁煙**にするか**喫煙可能**にするかを選択できます

- ● **喫煙可能**にする場合は、店舗の出入口および喫煙可能室の出入口に標識を掲示してください
- 喫煙可能な場所での飲食等のサービスの提供はできますが、20歳未満の人は従業員も含め立入らせてはいけません

保健所への届出が必要です

経過措置の要件

- ✓ 既存店で令和2年4月1日時点で営業している飲食店
- ✓ 資本金又は出資総額が5千万円以下の飲食店
- ✓ 客席面積が100㎡以下の飲食店

店舗の出入口の掲示の例

店内の一部に「喫煙可能室」を設置する場合 店内の**全部**を「喫煙可能室」とする場合

喫煙可能室出入口の
掲示の例

店内の一部に「喫煙可能室」を設置する場合にのみ掲示する必要があります

たばこ販売店等は一定の要件を満たせば喫煙場所にすることができます

- 一定の要件を満たす施設は、喫煙場所の提供を主目的とする施設として、店内の全部又は一部を喫煙場所とすることができます

<満たすべき要件>

- ✓ たばこ等の販売を行っていること ✓ 帳簿（たばこ販売許可関係）を備えていること
- ✓ ご飯、パン、麺類等の食事を主として提供していないこと

詳しい情報は厚生労働省HPをご覧ください

URL : <https://jyudokitsuen.mhlw.go.jp>

① 掲示の標識例は、厚生労働省HPからダウンロードできます

このチラシに関するお問合せ先
鳥取市健康子ども部 鳥取市保健所 保健総務課 企画連携係
電話 0857-30-8521